

発令期間が月の中途から月末までの講師の通勤届について

(平成 30 年 11 月 8 日教職員・福利課への照会)

【照会内容】

発令期間が、月の中途から月末までの講師が着任したが、翌月に在職していないことから通勤手当は支給されないため通勤届を届け出る必要はないか。

それとも職員の給与に関する条例第 23 条第 1 項の要件を具備していれば、届け出る必要があるか。

<補足>

辞令が延長され翌月以降も勤務することが明確になった場合、届出が 15 日経過後かつ翌月になると翌月分も支給されなくなる。

○支給の始期及び終期（通勤手当規則第 11 条）

通勤手当の支給は、新たに通勤手当の条項の要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から～

～ これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

【回答】 H30.11.14 教職員・福利課 野島主幹

手当は支給されないが、上記<補足>の事態が発生するので、届け出でる必要がある。その場合、当初の発令期間では、手当が支給されないため決定書の作成は要しない。

辞令が延長され、通勤手当が支給されることとなった場合に決定書を作成する。

他の手当も同様に扱う。